明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(j)　森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材及び木材製品の貿易を促進するため並びに違法伐採に対処するために協力すること。

(k)　持続可能な漁業及び養殖に関する慣行並びに合法的に取得された漁業資源の貿易を促進するため並びにＩＵＵ漁業に対処するため、二国間で又は両締約国が参加する適当な国際機関若しくは国際的な団体を通じて協力すること。

第十六・十三条　貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用を検討し、及び監視すること並びに必要な場合には合同委員会に対し第二十三・一条5(d)の規定に関連する検討のために適当な勧告を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する他の事項であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　この章の規定の実施について市民社会（注）と相互に協力すること。

注　この章の規定の適用上、「市民社会」とは、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）をいう。

(d)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

(e)　この章の規定の解釈又は適用に関する両締約国間の見解の相違を解消するための解決を追求すること（第十六・十七条5の規定による手続を通じて行うものを含む。）。（注）

注　第十六・十七条4の規定に従って提供される助言は、専門委員会がこの(e)の規定に基づいて行う活動において考慮される。

3　専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合する。その後は、専門委員会は、第十六・十七条5の規定による手続を妨げることなく、第二十三・三条3(a)の規定に従って会合する。

4　専門委員会は、自己の活動とＩＬＯの活動及び関連する環境に関する多数国間の機関又は団体の活動との間の整合性及び協力を追求する。

第十六・十四条　連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十六・十五条　国内の諮問機関

1　各締約国は、自国の法令及び慣行に従い、自国の新設又は既存の一又は二以上の国内の諮問機関であって、この章の規定に関連する経済、社会及び環境に関する問題についてのものの会合を招集し、並びに当該一又は二以上の国内の諮問機関と協議する。

2　各締約国は、1に規定する一又は二以上の国内の諮問機関において、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）が均衡のとれた形で代表されることを確保する責任を負う。

3　各締約国の1に規定する一又は二以上の国内の諮問機関は、自己の発意によって会合し、この章の規定の実施に関する自己の意見を自国から独立して表明し、及び当該意見を自国に提出することができるものとする。

第十六・十六条　市民社会との共同対話

1　両締約国は、この章の規定に関する対話を行うため、両締約国の領域内に所在する市民社会の組織（前条に規定する国内の諮問機関の構成員を含む。）との共同対話（以下この章において「共同対話」という。）を両締約国が合意する時期に招集する。

2　両締約国は、共同対話において、関連する利害関係者（経済、環境及び社会に関する利益を代表する独立した組織並びに適当な場合には他の関連する組織を含む。）が均衡のとれた形で代表されることを促進すべきである。

3　共同対話は、この協定の効力発生の日の後二年以内に招集される。その後は、共同対話は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、定期的に招集される。両締約国は、共同対話の第一回会合の前に共同対話の運営について合意する。共同対話への参加は、両締約国が合意する適当な通信手段によって行うことができる。

4　両締約国は、共同対話に対し、この章の規定の実施に関する情報を提供する。共同対話の見解及び意見は、両締約国が合意する場合には、専門委員会に提出され、及び公に入手可能なものとされることができる。

第十六・十七条　政府間協議

1　両締約国は、この章の規定の解釈又は適用に関する事項について両締約国間で見解の相違がある場合には、この条及び次条に規定する手続のみを利用する。この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

2　一方の締約国は、この章の規定の解釈及び適用に関する事項について他方の締約国との協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、この章の関連する規定を特定しつつ、その要請の理由（当該事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を示す。

3　2の規定に基づいて一方の締約国が協議を要請した場合には、他方の締約国は、2に規定する事項について相互に満足すべき解決を得るため、その要請に速やかに応じ、及び協議を開始する。

4　各締約国は、協議の過程において、問題となっている事項を十分に検討することができるよう十分な情報を提供する。両締約国は、ＩＬＯ及び他の関連する国際機関又は国際的な団体であって両締約国が参加するものの活動を考慮に入れるものとし、また、両締約国の特別の要請により、これらの国際機関若しくは国際的な団体又は他の専門家からの助言を求めることができる。両締約国は、当該助言を考慮しつつ、実施する適当な措置を討議する。

5　専門委員会は、2から4までの規定に従って行われる協議を通じて解決が得られない場合には、問題となっている事項を検討するため、締約国の要請により速やかに招集される。

6　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この条の規定による協議を通じて得られた解決が共同で公に入手可能なものとされることを確保する。

第十六・十八条　専門家パネル

1　一方の締約国は、前条5の規定に基づいて締約国が専門委員会を招集することを要請した日から七十五日以内に両締約国がこの章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項について相互に満足すべき解決に達しなかった場合には、2に規定する付託事項に従って専門家パネルが当該事項を検討するために招集されるよう要請することができる。その要請については、他方の締約国の第十六・十四条に規定する連絡部局を通じて書面により行うものとし、また、当該要請の理由（解決されるべき事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を特定する。

2　専門委員会は、この協定の効力発生の日から二年以内に専門家パネルの手続規則及び付託事項を採択する。当該手続規則は、関連する情報を認定するための手続を特定する。専門家パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従ってこの章の関連する条の規定を解釈する。当該手続規則及び付託事項が定められるまでの間は、第二十二・三十条に規定する手続規則を準用するものとし、また、付託事項は、専門家パネルの設置の日の後五日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「第十六章の関連する条の規定に照らし、専門家パネルの設置の要請において付託された事項を検討し、及び第十六・十八条5の規定に従って報告書（当該事項の解決のための勧告を行うもの）を作成する。」

3　専門家パネルは、自己が適当と認めるいかなる情報源からも情報を得ることができる。専門家パネルは、ＩＬＯの文書又は環境に関する多数国間協定に関連する事項については、関連する国際機関又は国際的な団体からの情報及び助言を求めるべきである。この3の規定に従って得られた情報は、意見を求めるために両締約国に提出される。